

令和 6 年度旭川市農業委員会 6 回総会議事録

- 1 開催日 令和 6 年 9 月 2 5 日（水曜日）
- 2 開催時間 午前 9 時 0 0 分開会 午前 9 時 3 0 分閉会
- 3 開催場所 旭川市総合庁舎 7 階 大会議室 B
- 4 出席委員 2 4 名

1 番・橋本 幸博	2 番・北原 浩美	3 番・松原 朗	4 番・吉田 豪人
5 番・市田 敏行	6 番・佐藤 絢也	7 番・佐藤 慎二	8 番・川上 和幸
9 番・小出 範之	1 1 番・湯浅 光二	1 2 番・楠 栄	1 3 番・請川 幹恭
1 4 番・石尾 卓也	1 5 番・只石 博幸	1 6 番・柿木 和恵	1 7 番・廣田 健太郎
1 8 番・廣瀬 康行	1 9 番・小竹 一茂	2 0 番・山中 泰典	2 2 番・佐藤 博則
2 4 番・高橋 一政	2 5 番・前田 靖雄	2 6 番・山田 孝	2 7 番・滝川 岳雪
- 5 欠席委員

1 0 番・中島 張	2 1 番・千代 圭	2 3 番・鈴木 剛
------------	------------	------------
- 6 事務局職員

太田事務局長	有馬事務局次長	西村副主幹
稲場主査	渡辺主査	遠藤主任
川原主任	川原主任	
- 7 傍聴人 なし
- 8 議事録署名委員 8 番・川上 和幸 9 番・小出 範之
- 9 議事内容
 - (1) 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
 - (2) 議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
 - (3) 議案第 3 号 農業経営基盤強化促進法に基づく計画について
 - (4) 議案第 4 号 農業経営基盤強化促進法第 2 0 条第 2 項に基づく素案の作成について
 - (5) 議案第 5 号 現地目証明願について（審議）
 - (6) 議案第 6 号 旭川市農業委員会規則の一部を改正する規則の制定について
 - (7) 議案第 7 号 旭川市農業委員会事務局規程の一部を改正する訓令の制定について
 - (8) 報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出について
 - (9) 報告第 2 号 農地所有適格法人の報告について
 - (10) 報告第 3 号 農地法第 1 8 条の規定による通知について
 - (11) 報告第 4 号 現地目証明願について（専決）
 - (12) 報告第 5 号 農業者老齢年金裁定請求について

10 議事録本紙

- 議長（山田 孝） ただ今から、令和6年度旭川市農業委員会第6回総会を開会いたします。
本日の出席委員数は24名でございます。
農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、在任する委員の過半数に達しておりますので、本会は成立いたしております。
欠席委員の詳細につきまして、事務局から報告いたします。
- 事務局（有馬次長） 事務局。
御報告申し上げます。本日の総会に、10番中島委員、21番千代委員、23番鈴木委員から、欠席する旨の届出がございました。
以上でございます。
- 議長（山田 孝） それでは、本日の議事録署名委員を指名いたします。
議席番号8番川上委員、9番小出委員の両委員を指名いたしますので、よろしくお願いいたします。
また、議事についての発言の際は、議席番号を告げてから御発言願います。
- 議長（山田 孝） それでは、議事に入ります。
日程第1議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局から説明いたします。
- 事務局（西村副主幹） 事務局。
日程第1議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を御説明いたします。議案書の該当ページは1ページ及び2ページでございます。
御審議いただきますのは、所有権移転が4件です。
地区の内訳ですが、東鷹栖地区が1件、永山地区が1件、西神楽地区が1件、東旭川地区が1件となっております。
番号1番につきましては、譲渡人が所有する農地を譲受人に売却し、譲受人が経営規模拡大を図る案件でございます。
なお、本件農地は、本年5月の第5回総会において、株式会社21ファームに所有権移転の許可を決定しておりますが、その後、移転登記する前に、牧草増産のための農地を探していた今回の譲受人が当地を買うことになり、今回の許可申請となったものです。
番号2番及び4番につきましては、譲渡人が所有する農地を譲受人に売却し、譲受人が経営の安定を図る案件でございます。
番号3番につきましては、譲渡人が所有する農地を譲受人へ贈与し、譲受人が経営の安定を図る案件でございます。
いずれも、議案補足資料1ページないし4ページの農地法第3条調査書の

○事務局（西村副主幹） とおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。

以上でございます。

○議長（山田 孝） ただいまの事務局からの説明に関連して、担当地区委員からの補足説明を求めます。

○委員（只石 博幸） 15番・只石 です。

番号3番について補足説明します。

番号3番の農地は、以前から、譲受人が賃貸借契約を結んで耕作しておりますが、譲渡人の住まいから遠く不便なため、無償で譲渡することになったものです。

以上です。

○議長（山田 孝） それでは、議案第1号について審議願います。

御意見、御質問ございませんか。

○委員 （意見なし。）

○議長（山田 孝） それでは、議案第1号について「異議なし」と認め、許可することに決定いたします。

○議長（山田 孝） 続きまして、日程第2議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いたします。

事務局から説明いたします。

○事務局（正部川主任） 事務局。

日程第2議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を御説明いたします。

議案書の3ページ 番号1を御覧ください。

本件は、甲種農地において、雪堆積場を設置するため、一時転用するものであります。

続いて、議案補足資料5ページの位置図を御覧ください。

申請地は旭川市東鷹栖支所から西へ約2.1kmに位置します。

次に、資料6ページの土地利用計画図を御覧ください。

申請地には、重機の運搬路に盛土をするほか、周辺への融雪水の流出防止のため側溝、沈砂池及び外堀沈砂池などを設置する計画です。

続きまして議案書 番号2を御覧ください。

本件は、農用地区域内農地において、砂利採取のための一時転用をするものであります。

続いて、議案補足資料10ページの位置図を御覧ください。

申請地は旭川農業高校から南東へ約 1.8 km に位置します。

次に、資料 11 ページの場内見取図を御覧ください。

申請地には、採取地周辺を有刺鉄線で囲み保安距離を確保するほか、周囲への汚濁水の流出防止のため、沈砂池及びノッチタンクが設置される計画です。

審査内容の概要につきましては、資料の総括表に記載しております。詳しくは資料の意見書のとおりとなっておりますので、合わせて御確認くださいますようお願いいたします。

以上でございます。

○議長（山田 孝） それでは、議案第 2 号について審議願います。
御意見、御質問ございませんか。

○委員 （意見なし。）

○議長（山田 孝） それでは、議案第 2 号について「異議なし」と認め、許可することに決定いたします。

○議長（山田 孝） 続きまして、日程第 3 議案第 3 号「農業経営基盤強化促進法に基づく計画について」を上程いたします。
事務局から説明いたします。

○事務局（川原主任） 事務局。
日程第 3 議案第 3 号「農業経営基盤強化促進法に基づく計画について」を御説明いたします。議案書の該当ページは 5 ページないし 11 ページでございます。
所有権移転の 5 件は東鷹栖地区 1 件、江神地区 2 件、東旭川地区 2 件
利用権設定の 7 件は西神楽地区 2 件、東旭川地区 5 件、合計 12 件となっております。
集積面積は所有権移転が 53.3ha、利用権設定が 13.8ha、合計 67.1ha でございます。
以上でございます。

○議長（山田 孝） ただいま事務局から説明がありましたが、この議案の中で、旭川市農業委員会規則第 12 条の議事参与の制限がある案件がございますので、先に審議いたします。
利用権設定の番号 4 番につきましては、石尾委員に関係がありますので、一時退席をお願いします。

○委員（石尾 卓也） （石尾委員 退席）

○議長（山田 孝） それでは、事務局から説明いたします。

○事務局（川原主任） 事務局。

議案の9ページ、利用権設定の番号4番は期間満了による再設定でございます。

以上でございます。

○議長（山田 孝） それでは、利用権設定の番号4番について審議願います。
御意見、御質問はございませんか。

○委員 （意見なし。）

○議長（山田 孝） それでは、利用権設定の番号4番について異議なしと認め、計画を決定いたします。

○委員（石尾 卓也） （石尾委員 着席）

○議長（山田 孝） 石尾委員が関係する案件について、決定をいたしました。
続きまして、利用権設定の番号6番及び7番につきましては、小竹委員に関係がありますので、一時退席をお願いします。

○委員（石尾 卓也） （小竹委員 退席）

○議長（山田 孝） それでは、事務局から説明いたします。

○事務局（川原主任） 事務局。

議案の10ページ及び11ページ、利用権設定の番号6番及び7番は借主を変更する案件でございます。

以上でございます。

○議長（山田 孝） それでは、利用権設定の番号6番及び7番について審議願います。
御意見、御質問ございませんか。

○委員 （意見なし。）

○議長（山田 孝） それでは、利用権設定の番号6番及び7番について異議なしと認め、計画を決定いたします。

○委員（石尾 卓也） （小竹委員 着席）

○議長（山田 孝） 小竹委員が関係する案件について、決定をいたしました。
引き続き、他の案件について審議を求めます。
事務局から説明いたします。

○事務局（川原主任） 事務局。
所有権移転の5件は農地移動適正化あっせん事業による売買が3件、農地保有合理化事業に基づく北海道農業公社の買入が2件、利用権設定の7件のうち、議事参与制限の3件を除いた4件は、期間満了による再設定が1件、農地保有合理化事業による貸付が3件となっております。
以上でございます。

○議長（山田 孝） それでは、所有権設定の番号1番ないし5番、利用権設定の番号1番ないし3番及び5番について審議願います。
御意見、御質問はございませんか。

○委員 （意見なし。）

○議長（山田 孝） それでは、「異議なし」と認め、計画を決定いたします。

○議長（山田 孝） 続きまして、日程第4議案第4号「農業経営基盤強化促進法第20条第2項に基づく素案の作成について」を上程いたします。
事務局から説明いたします。

○事務局（川原主任） 事務局。
日程第4議案第4号「農業経営基盤強化促進法第20条第2項に基づく素案の作成について」を御説明いたします。議案書の該当ページは13ページでございます。

本件は旭川市が地域計画を策定するにあたり、地域計画に「農業を担う者」として位置付けた者が耕作する農地を表示した地図である、目標地図の素案を作成し、旭川市に提出しようとするものです。

目標地図素案の地域は地域計画に合わせて18地域で作成します。

目標地図素案の作成方針は、認定農業者及び認定新規就農者は個人ごとに色分け、認定農業者等以外で地域内の農地を利用する者として「利用者」をグレー、認定農業者等及び現に農地を借り受けて耕作している者を除き、昨年度実施した意向調査において規模縮小と回答があった者を白色で現在の耕作地を表示します。

また、議案補足資料別冊として地区協議会ごとに該当する地域計画を参考に配布しておりますが、現在、旭川市において作成途中であり、確定したものではありません。目標地図素案と関係する部分としましては、各地区の4

ページ目にある「地域内の農業を担う者一覧」の「目標地図上の表示」に目標地図と同じ色を入れることにしております。

今後、地域計画及び目標地図について、10月中に農業委員会を含む関係機関への意見聴取が行われる予定であり、その際には地域計画本文についても各委員に確認いただく予定です。その後、11月・12月に地域ごとに認定農業者等を対象とした説明会を開催し、来年1月に地域計画案を公告、来年3月31日付けで地域計画を策定し、公表する予定となっております。

以上でございます。

○議長（山田 孝） それでは、議案第4号について審議願います。
御意見、御質問はございませんか。

○委員 （意見なし。）

○議長（山田 孝） それでは、議案4号について「異議なし」と認め、目標地図素案(そあん)を旭川市に提出することに決定いたします。

○議長（山田 孝） 続きまして、日程第5議案第5号「現地目証明願について（審議）」を上程いたします。
事務局から説明いたします。

○事務局（遠藤主任） 事務局。
日程第5議案第5号「現地目証明願について（審議）」を御説明いたします。
議案書の該当ページは15ページ及び16ページでございます。
東鷹栖地区で2件、江神地区で3件、合計で5件の願出がありました。
願出地の所在地区を担当する調査委員による現地調査の結果、現況は願出のとおり農採地以外であることを確認いたしました。
以上でございます。

○議長（山田 孝） それでは、議案第5号について審議願います。
御意見、御質問ございませんか。

○委員 （意見なし。）

○議長（山田 孝） それでは、議案第5号について「異議なし」と認め、議案のとおりとし、証明することに決定いたします。

○議長（山田 孝） 続きまして、日程第6議案第6号「旭川市農業委員会規則の一部を改正する規則の制定について」及び日程第7議案第7号「旭川市農業委員会事務局規程

の一部を改正する訓令の制定について」を併せて上程いたします。
事務局から説明いたします。

○事務局（西村副主幹） 事務局。

日程第6議案第6号「旭川市農業委員会規則の一部を改正する規則の制定について」及び日程第7議案第7号「旭川市農業委員会事務局規程の一部を改正する訓令の制定について」を併せ(あわせ)て御説明いたします。該当ページは、議案書が17ページ及び19ページ、議案補足資料が15ページないし23ページでございます。

本件は、来月10月の事務局移転に当たり、規則等における事務局の所在地等に係る規定を改正しようとするものです。

委員会規則につきましては、総会の開催等を始めとする当委員会の公示先をこれまでの事務局執務室から、旭川市の公告式条例に基づき、旭川市の掲示板に改めようとするものです。

事務局規程につきましては、当事務局が市役所第二庁舎に移転するに当たり、事務局の住所を規定することにつきまして、総合庁舎に隣接する庁舎に設置されている他の執行機関の規程等を調査したところ、特に住所の規定はしておらず、法律等においても住所を規定する義務はないことから、第二庁舎移転後の住所の規定は必要無いと判断し、今回の改正で住所を規定しないことにするものです。

以上でございます。

○議長（山田 孝） ただいま事務局から説明がありましたが、議案第6号及び第7号について御審議願います。

御意見、御質問はございませんか。

○委員 (意見なし。)

○議長（山田 孝） それでは、議案第6号及び第7号について「異議なし」と認め、決定いたします。

○議長（山田 孝） 引き続き、報告案件について進めてまいります。

日程第8報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出について」を報告いたします。

事務局から説明いたします。

○事務局（稲場主査） 事務局。

日程第8報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出について」を御説明いたします。議案書の該当ページは21ページないし24ページでございます。

本件につきましては、報告対象期間中に8件の届出があり、届出の内容は、全件が相続による所有権の移転でございました。

なお、地区ごとの内訳につきましては、東鷹栖地区3件、江神地区2件、西神楽地区1件、東旭川地区2件となっております。

これらにつきまして、旭川市農業委員会事務局規程第6条第1項第2号に基づき、事務局長専決処理いたしましたので御報告いたします。

以上でございます。

○議長（山田 孝） ただいま事務局から説明がありましたが、御意見、御質問はございませんか。

○委員 （意見なし。）

○議長（山田 孝） それでは、報告第1号を終わります。

○議長（山田 孝） 次に、日程第9報告第2号「農地所有適格法人の報告について」を報告いたします。

事務局から説明いたします。

○事務局（稲場主査） 事務局。

日程第9報告第2号「農地所有適格法人の報告について」を御説明いたします。議案書の該当ページは25ページでございます。

本件につきましては、報告対象の期間中に1法人から報告書の提出がありました。

この法人につきまして、補足資料24ページの「農地所有適格法人要件確認書」のとおり、農地所有適格法人としての要件を満たしていることを確認いたしました。

以上でございます。

○議長（山田 孝） ただいま事務局から説明がありましたが、御意見、御質問はございませんか。

○委員 （意見なし。）

○議長（山田 孝） それでは、報告第2号を終わります。

○議長（山田 孝） 次に、日程第10報告第3号「農地法第18条の規定による通知について」を報告いたします。

事務局から説明いたします。

○事務局（稲場主査） 事務局。

日程第10報告第3号「農地法第18条の規定による通知について」を御説

明いたします。議案書の該当ページは27ページないし
30ページでございます。

本件につきましては、農地の賃貸借に係る合意解約の通知が、永山地区で1
件、江神地区で2件、東旭川地区で3件、合計で6件ございました。

これらにつきまして、旭川市農業委員会事務局規程第6条第1項第2号に基
づき、事務局長専決処理いたしましたので御報告いたします。

以上でございます。

○議長（山田 孝） ただいま事務局から説明がありましたが、御意見、御質問はございませんか。

○委員 （意見なし。）

○議長（山田 孝） それでは、報告第3号を終わります。

○議長（山田 孝） 次に、日程第11報告第4号「現地目証明願について（専決）」を報告いたし
ます。

事務局から説明いたします。

○事務局（遠藤主任） 事務局。

日程第11報告第4号「現地目証明願について（専決）」を御説明いたします。
議案書の該当ページは31ページ及び32ページでございます。

本件は、報告対象の期間中に、市街化区域内の土地における現地目証明の願
出が8件あり、事務局で確認しましたところ、現況は全て農採地以外でありま
した。

これらにつきまして、旭川市農業委員会事務局規程第6条第1項第3号及び
現地目証明事務処理要領第12条に基づき、事務局長専決により証明書を発行
したことを御報告いたします。

以上でございます。

○議長（山田 孝） ただいま事務局から説明がありましたが、御意見、御質問はございませんか。

○委員 （意見なし。）

○議長（山田 孝） それでは、報告第4号を終わります。

○議長（山田 孝） 次に、日程第12報告第5号「農業者老齢年金裁定請求について」を報告い
たします。

事務局から説明いたします。

○事務局（稲場主査） 事務局。

日程第12報告第5号「農業者老齢年金裁定請求について」を御説明いたし

ます。議案書の該当ページは33ページでございます。

本件につきましては、報告対象の期間中に、旧制度の老齢年金裁定請求が1件ありました。

請求内容が適正なことを確認しましたので、旭川市農業委員会事務局規程第6条第1項第4号により、事務局長専決処理にて請求書を独立行政法人農業者年金基金へ送付したことを御報告いたします。

以上でございます。

○議長（山田 孝） ただいま事務局から説明がありましたが、御意見、御質問はございませんか。

○委員 （意見なし。）

○議長（山田 孝） それでは、報告第5号を終わります。

○議長（山田 孝） それでは、報告第5号を終わります。

以上で、本日の提出案件審議は全て終了いたしました。

これをもちまして、令和6年度旭川市農業委員会第6回総会を閉会いたします。

以上のとおり会議のてんまつを記録し、相違ないことを証するためここに署名する。

署名委員 川 上 和 幸

署名委員 小 出 範 之